

「秋田市緑の基本計画」変更案の概要

平成20年3月

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

秋田市緑の基本計画 構成

序編 計画策定の主旨

- 第1章 緑の基本計画改定の背景
- 第2章 緑の基本計画の目的
- 第3章 緑の基本計画の位置づけ
- 第4章 計画のフレーム

第1編 現況調査

緑とそれを取り巻く
情勢などについて調査整理

- 第1章 自然的条件
 - 第1節 気象環境
 - 第2節 地形・地質・土壌
 - 第3節 生物多様性
 - 第4節 水系
- 第2章 社会的条件
 - 第1節 沿革
 - 第2節 人口・面積
 - 第3節 土地利用
 - 第4節 公共公益施設
 - 第5節 産業概況
 - 第6節 教育・文化
 - 第7節 歴史的環境
 - 第8節 公害発生状況
- 第3章 その他の地域概況
 - 第1節 レクリエーション施設調査
 - 第2節 景観調査
 - 第3節 防災調査
- 第4章 市民からみた緑の評価
- 第5章 上位計画等関連計画の整理
- 第6章 緑地・緑化の状況
 - 第1節 緑地現況調査
 - 第2節 緑化の状況

第2編 評価

緑を機能別に評価するとともに緑に
関する事業等について課題を整理

- 第1章 緑の評価と課題整理の考え方
- 第2章 現況評価の視点
- 第3章 機能別評価
 - 第1節 環境保全機能
 - 第2節 防災機能
 - 第3節 景観形成機能
 - 第4節 レクリエーション機能
 - 第5節 健康・学習機能
- 第4章 緑関係事業・政策の評価
 - 第1節 「花のあるまちづくり事業」等の
点から面へ事業手法の転換・集中支援
 - 第2節 「やすらぎの森整備事業」の見直し
 - 第3節 市民との協働による緑化活動の推進
- 第5章 計画課題の整理
 - 第1節 課題の抽出
 - 第2節 計画課題

第3編 基本計画

こらからの緑の将来像、
取り組みの基本的方向性、目標

- 第1章 緑の将来目標
 - 第1節 緑を取り巻く社会の変化
 - 第2節 基本理念
 - 第3節 緑の将来像
 - 第4節 緑の目標水準
 - 第5節 緑のまちづくりの基本方針
- 第2章 緑の将来像実現に向けた重点テーマ
- 第3章 緑地の機能別配置計画
 - 第1節 環境保全機能の配置計画
 - 第2節 防災機能の配置計画
 - 第3節 景観形成機能の配置計画
 - 第4節 レクリエーション機能の配置計画
- 第4章 実現に向けた施策の方針
- 第5章 緑地保全及び緑化の推進のための
法制度の活用
- 第6章 緑化重点地区計画
- 第7章 「緑のまちづくり活動支援基金
(仮称)」の創設

「みんなでつなく みどりの健康文化都市」



市民と共に、みどりを育て、みどりを守り、みどりをつくり、地球環境に優しく、安全で快適な暮らしが営まれる健康文化都市

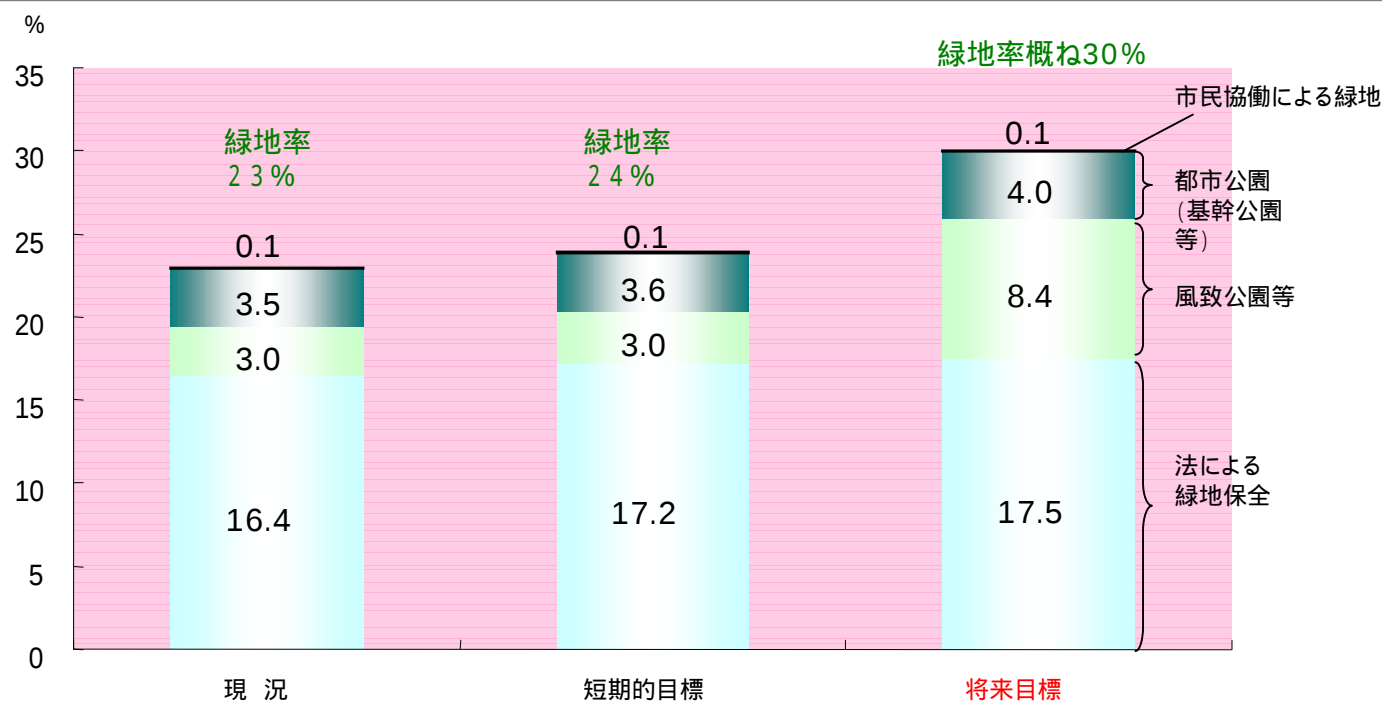
秋田市緑の基本計画 第3編 第1章 緑の将来目標2

第1節 緑の目標水準 (1)緑の目標水準の考え方

身近な「緑の量」としての目標値

将来像：市街地における緑地率が概ね30%確保されている。

平成19年現在の緑地率が23%であることから、短期的目標（10年）として市街地における緑地率 概ね24%を目指します。



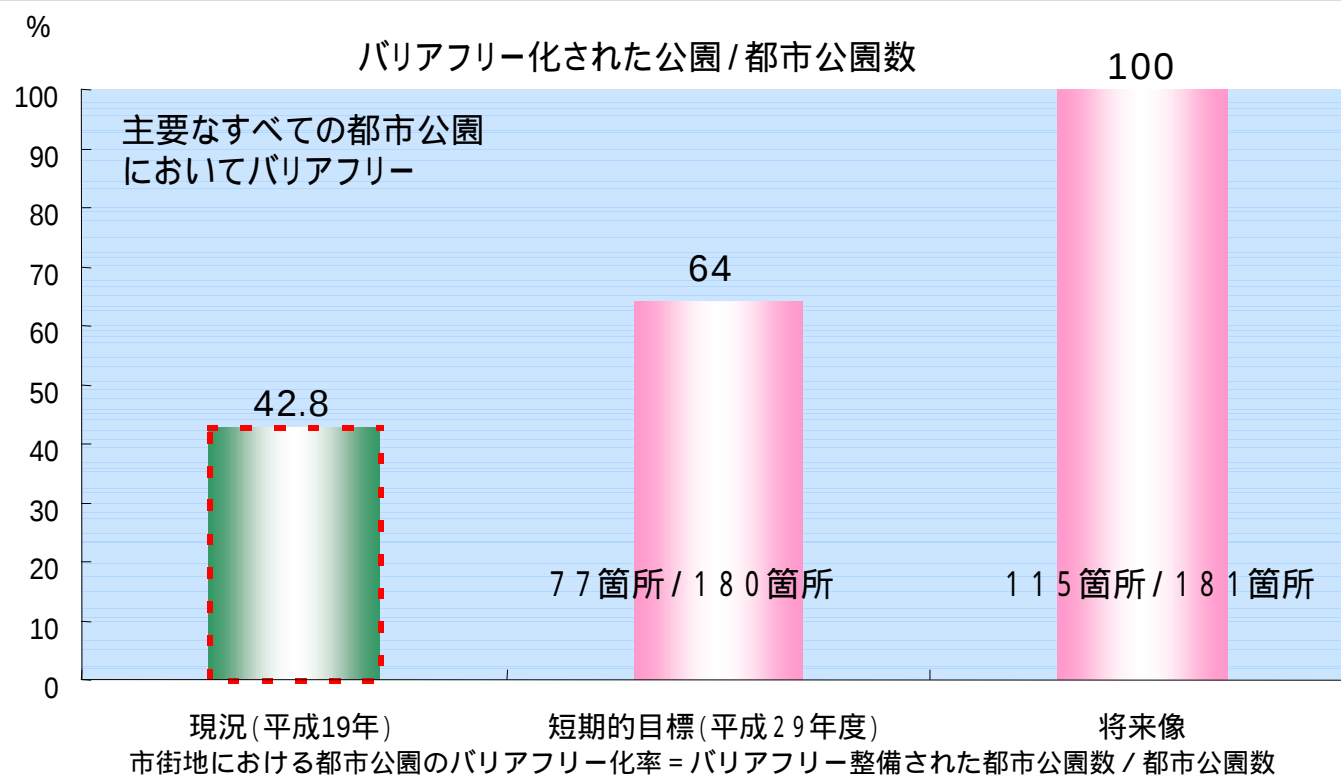
緑地率 = 市街化区域の公的及び市民協働緑地及び市街化区域に隣接する公的緑地面積 / 市街化区域の面積 + 市街化区域に隣接する公的緑地面積

第1節 緑の目標水準 (1)緑の目標水準の考え方

身近な「緑の質」としての目標値

将来像：市街地における主要な都市公園でバリアフリーが実現されている。

平成19年現在の身近な都市公園のバリアフリー化率が42.8%であり、今後の整備量を考慮して、短期的目標（10年）として概ね64%を目指します。



秋田市緑の基本計画 第3編 第4章 実現に向けた施策の方針

将来像

基本方針

基本施策

みんなでそだてる
みどり

1. みどりのパートナーづくりを推進します
2. みどりへの“気づき”づくりを推進します
3. みどりの拠点づくりを進めます

- ・みどりのパートナーの育成
- ・みどりのパートナー支援体制の整備
- ・緑化に関わる広報・PR推進
- ・美しい秋田づくりの広報・PR推進
- ・都市公園の整備・充実
- ・多様な公園緑地の整備、再整備の促進
- ・緑化重点地区の整備

みんなでつくる
みどり

4. 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます
5. 水とみどりのネットワークづくりを進めます
6. みどり豊かな生活環境づくりを進めます

- ・風格ある中心市街地のための緑の演出
- ・河川を活かした水と緑のネットワークの整備
- ・道路を活かした緑のネットワークの整備
- ・公共用地の緑化推進
- ・緑豊かな住宅地の創出
- ・民有地の緑化

みんなでまもる
みどり

7. 樹林地、農地等、自然の緑の保全を図ります
8. 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します

- ・地域の貴重な緑の保全
- ・樹林地の保全
- ・農地の保全
- ・近郊樹林地等の保全
- ・森林公園等の整備・拡充

(1) 市街地における身近な緑の充実と緑の拠点づくりの推進

市街地における身近な緑の充実

児童遊園地の都市公園としての位置づけと整備の方向性

緑化重点地区の設定

- ・県都としてふさわしい“顔”となる地区
- ・駅前等都市のシンボルとなる地区
- ・緑が少ないまとまりのある住宅地

(2) 水と緑のネットワークの充実(街路樹の推進)

- ・良好な水辺空間を生かしたネットワーク
- ・快適な移動空間の整備
- ・避難路としての防災機能の充実
- ・広域的な緑の連携

(3) 緑地保全のための法制度の活用

(4) 市民協働と緑の基金創設

市民協働の実現

- ・緑の保全や緑化活動に対する支援
 - ・公園づくり等への市民参加の促進
 - ・緑に関する技術提供
- 緑の基金創設

秋田市緑の基本計画 第3編

第5章 緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用

1. 緑地保全のための法制度の活用

- ・緑地保全地域、特別緑地保全地区等の緑地保全の指定を検討し、緑地の保全を進めます。
- ・継続して、風致地区として指定し、保全を進めます。
- ・風致地区内に特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。
- ・市街地内にある貴重な緑については、地区計画等において緑地の保全を行います。
- ・土地所有者等との協議により、管理協定の締結や緑地管理機構の設立等についても検討します。

2. 緑化推進のための法制度の活用

- ・地区計画における緑化率の規制、建築協定、緑地協定等
- ・市街地における緑化の充実、さらに身近な公園の整備充実を重点的に図り、先導する地区を緑化重点地区として定めます。
- ・緑化地域制度の導入による緑化の義務づけや、市民緑地制度、緑化施設整備計画認定制度等へのとりくみについて、税制面等の優遇措置等メリット等のPRを積極的に進めます。
- ・緑地管理機構の創設を検討します。

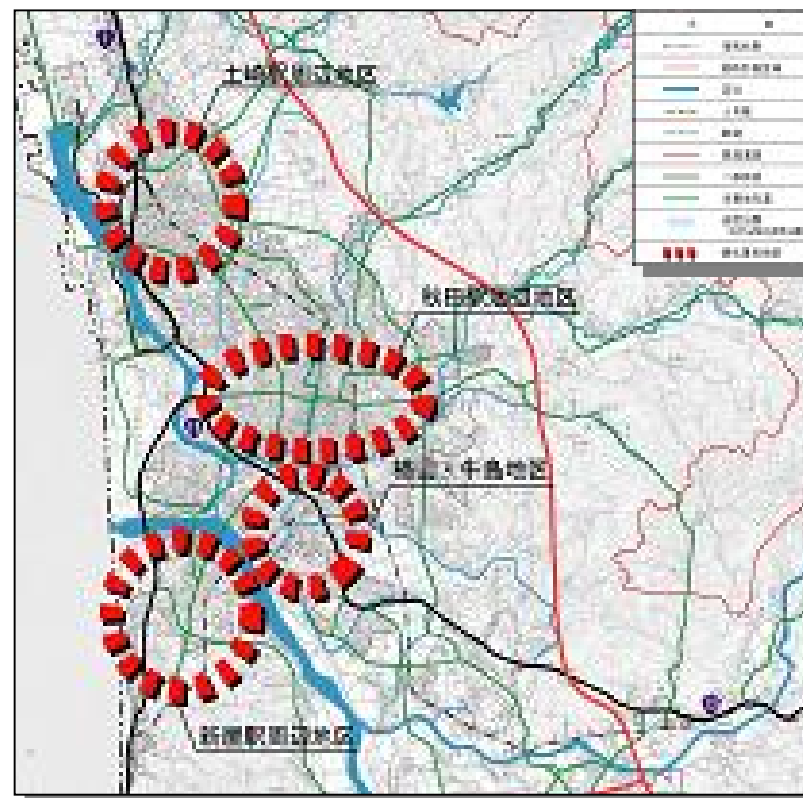
秋田市緑の基本計画 第3編

第6章 緑化重点地区計画

緑化重点地区の選定

緑化重点地区 の選定条件	秋田駅 周辺地区	土崎駅 周辺地区	新屋駅 周辺地区	榎山・ 牛島地区
県都としてふさわしい“顔”となる地区	●			
駅前など都市のシンボルとなる地区	●	●	●	
都市マスタープランで位置づけられている「拠点」となる地区	●	●	●	
緑が少ないまとまりのある住宅地		●	●	●

緑化重点地区の位置



秋田市緑の基本計画 第3編

第7章 「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」の創設

市政

- 公園・緑化関連事業費が減少（30%減）
- 維持管理コストの縮減が課題

○ これまでの事業をスクラップ＆ビルド

- 緑化の推進
- 受益と負担の適正化
- 市民協働と都市内地域分権

緑化・緑地に関わるこれまでの事業

花苗、生垣の交付に関する課題

- 交付した花苗、苗木を植えるだけで、市民が補充している事例が少ない
- 限られた市民の利用が多く、市民全体への波及がみられない
- 申請者のほぼ全数が助成を受けられる
- 受益と負担の適正化が図られていない
- 助成の効果検証がなされていない

公園整備、再整備に関する課題

- 市の自主財源のみで予算が構成され、単年度の整備投資額が少ない。
- 予算規模が小さく、1箇所の整備に時間がかかりすぎる
- 市民要望への対応が機動性に欠ける
- 計画段階からの市民参画が徹底されていない

緑あふれるまちづくり基金（仮称）

申請者要件

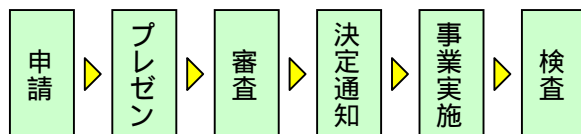
町内会に代表される地縁団体及びまちづくり団体を対象とする。

（個人の住宅への花苗植栽等を防ぎ、線的、面的な連続性を持つ緑の創造・演出を行う）

助成内容

事業費のある一定の割合で助成を行う
（申請者及び申請団体の自己負担を前提とする）

手続き・事業の流れ



花苗、生垣の交付に関する効果

- 助成率を決めることで、助成費用以上の緑化、美化が図られる
- 検査制度を取り入れることで、助成効果の検証ができる
- 助成による事例をPRすることで、市全体への波及効果が期待できる
- やる気のある市民及び効果の高い事業に絞った助成ができる
- 受益と負担の適正化が図られる

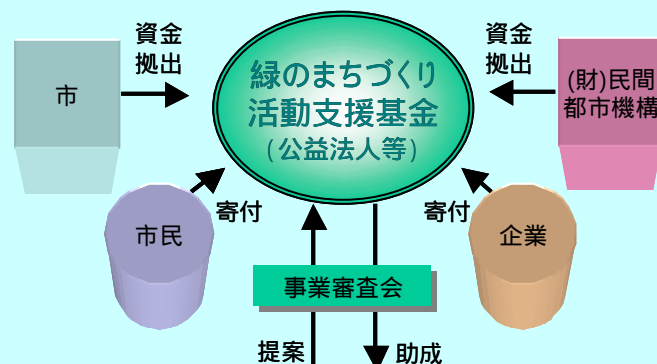
公園整備、再整備に関する効果

- 民都からの補助金を入れることで、予算規模が拡大する
- 予算確保が可能になるため、整備に時間がかからなくなる
- 市民からの提案により計画されるため、整備効果が向上する
- 管理計画を策定することで、継続的な利用と維持管理コストの縮減が期待できる

秋田市緑の基本計画 第3編

第7章 「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」の創設

緑のまちづくり活動支援基金(仮称)の仕組み

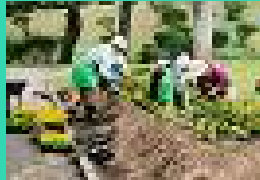


市民自らが提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援

(例) オープンガーデン



(例) まちなか緑化



(例) ポケットパーク



「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」
による助成部門

(A) 身近なみどりと花いっぱい活動部門
(ソフト部門)

花壇の花植、シンボルとなる植樹など、まちなかの身近なみどりと花を増やすための活動に対して、助成を行います。

(B) みんなでつくる身近な緑の拠点部門
(ハード部門)

地域に安全と潤いを提供するみどりの
拠点づくりコース

地域の避難路、通行などの危険性を回避するなど、地域の安全性に寄与するとともに、道路に面したブロック塀を撤去して、生け垣を創造する活動や、個人の庭を公開して、オープンガーデンなどを作る事業に対して助成します。

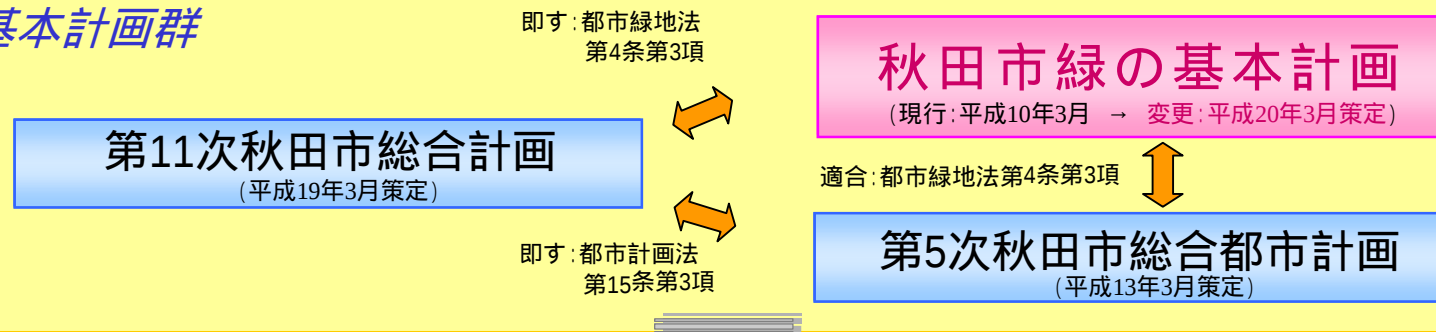
地域に身近な緑の拠点づくりコース

地域のシンボルとして、緑豊かな居住地の創造、地域コミュニティの形成のために、身近な広場やオープンスペースを創造する活動に対して助成します。

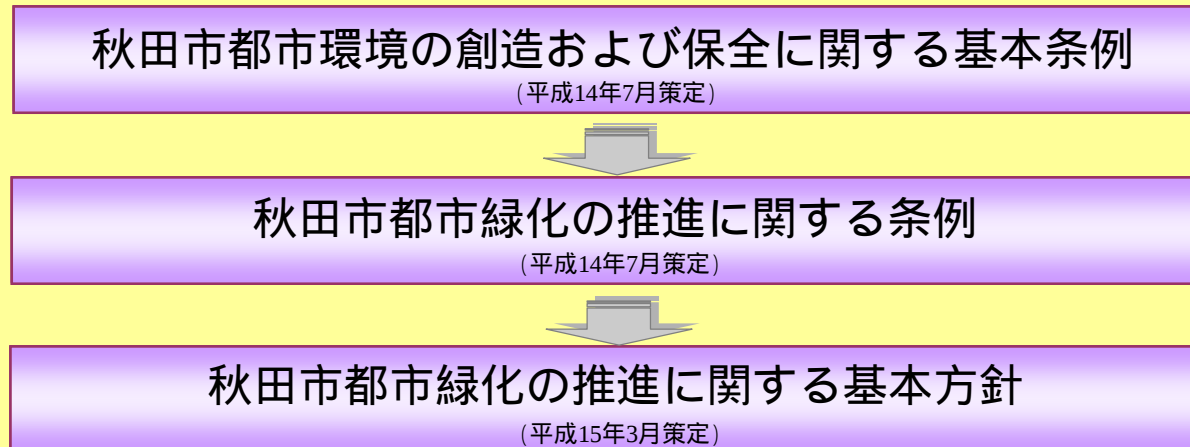
秋田市の都市緑化に関する施策の体系

参 考

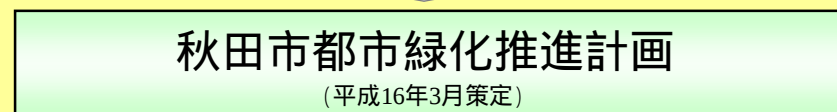
基本計画群



関連条例



実施計画



「緑の基本計画」変更の背景

1.市町合併による全体フレーム調整



2.景観緑三法による法制度の活用

都市緑地法の改正

- 「緑の基本計画」制度の充実
- 「緑地保全地域」制度の創設
- 「緑化地域」制度の創設
- 管理協定制度の充実
- 緑地協定制度の充実
- 市民緑地制度の充実
- 地区計画等の活用・新設強化

都市公園法の改正

- 立体都市公園制度の創設
- 借地公園の整備の推進
- 多様な主体による公園管理の仕組みの充実

国の支援措置

- 予算・税制による支援

3.緑化重点地区の拡充・新設

区域の拡充
老朽施設の再整備
(土崎駅周辺地区)

区域の拡充
大森山公園の再整備
(新屋駅周辺地区)

区域の統合
連続した緑の創出
(秋田駅周辺地区)
(山王官公庁周辺地区)

区域の新設
公園未整備地区の解消
老朽施設の再整備
(牛島・仁井田地区)
(御野場・御所野地区)

